

総行管第 175 号  
総情郵第 99 号  
健発 0618 第 7 号  
令和 3 年 6 月 18 日

各 { 都 道 府 県 知 事  
都道府県選挙管理委員会委員長  
保健所設置市長  
特 別 区 長 } 殿

総務省自治行政局選挙部長  
総務省情報流通行政局郵政行政部長  
厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

#### 特定患者等の特例郵便等投票及び濃厚接触者の投票について（通知）

第 204 回国会において成立をみた特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和 3 年法律第 82 号。以下「特例法」という。）により、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法（以下「特例郵便等投票」という。）について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の特例が定められました。また、特例郵便等投票の手續の詳細等については、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和 3 年政令第 175 号。以下「特例令」という。）及び特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行規則（令和 3 年総務省令第 61 号。以下「特例則」という。）により定められたところです。

一方、濃厚接触者については、特例郵便等投票の対象とはされていませんが、濃厚接触者が投票のために外出することは「不要不急の外出」には当たらず、投票所等において投票することが可能であることについて、国会審議においても明らかにされました。

については、下記のとおり特定患者等の特例郵便等投票に係る留意事項を取りまとめるとともに、併せて、濃厚接触者の投票所等における投票に係る留意事項を取りまとめましたので、貴職においては、全庁的な協力体制を構築し、その運用に遺漏のないようお願いします。

また、各都道府県の選挙管理委員会においては、貴都道府県内の市区町村の選挙管理委員会に対しても、周知をお願いします。

なお、本件通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定

に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 第1 特例郵便等投票の対象

#### 1 対象者（特例法第3条第1項関係）

（1）特例郵便等投票の対象者は、選挙人で特定患者等（新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者であって、次のいずれかに該当するものをいう。）であるもの（以下「特定患者等選挙人」という。）である。

① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第44条の3第2項又は検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定による宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの求め（以下「外出自粛要請」という。）を受けた者

② 検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置（以下「隔離・停留の措置」という。）により宿泊施設内に収容されている者

※ 濃厚接触者は、特例郵便等投票の対象ではないことに留意すること。

（2）特定患者等選挙人が、特例郵便等投票を行うためには、投票用紙及び投票用封筒の請求があった時に外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間（以下「外出自粛要請等期間」という。）が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間（以下「選挙期間」という。）にかかると見込まれる必要がある。

#### 2 対象となる選挙（特例法附則第1項及び第2項関係）

特例法の施行の日（令和3年6月23日）以後その期日を公示され又は告示される選挙

### 第2 特例郵便等投票の方法及び方法

特例郵便等投票の方法及び方法は以下のとおりであるので、各選挙管理委員会においては、その事務に遺漏のないようにするとともに、選挙人及び在外選挙人に対して周知すること。

特に、特定患者等選挙人は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止に努めなければならないこととされている（特例法第5条）ことから、特定患者等選挙人において感染拡大防止に必要となる措置について周知徹底すること。

#### 1 投票用紙及び投票用封筒の請求（特例法第3条第2項関係）

（1）投票用紙及び投票用封筒の請求書等の入手

ア 特例郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒（以下「投票用紙等」という。）

の請求は、文書（以下「請求書」という。）による必要がある。

各市区町村の選挙管理委員会は、請求書の様式をウェブサイト等に掲載し、特定患者等選挙人が自らダウンロード及び印刷ができるようにすること。また、総務省のウェブサイト（※）にも請求書の様式を掲載する予定であるほか、当該様式の電子データも配布するので、必要に応じて活用すること（別添1参照）。

※ [https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/tokurei\\_yuubin.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html)

イ 特定患者等選挙人が請求書を郵送により送付するに当たっては、料金受取人払の方法によるよう日本郵便株式会社から要請されているところ、そのためには、各市区町村の選挙管理委員会について承認を受けた表示（以下「受取人払郵便物の表示」という。）をした封筒により郵送する必要がある（別添2参照）。

市区町村の選挙管理委員会は、前記アの請求書の様式のほか、選挙の期日の公示又は告示の日の一定期間前から選挙の期日前4日までの間、受取人払郵便物の表示の様式をウェブサイト等に掲載し、特定患者等選挙人が自らダウンロード及び印刷し、私製の封筒に貼付等することができるようにすること。当該様式の電子データを配布するので、必要に応じて活用すること。

ウ 特定患者等選挙人が請求書を郵送するに当たっては、請求書等を封入した封筒を、更にファスナー付きの透明のケース等に封入するよう日本郵便株式会社から要請されていることから、特定患者等選挙人に対し、可能な限りファスナー付きの透明のケース等を用意するよう周知すること（手元に当該ケース等がない特定患者等選挙人については、知人等に入手を依頼するよう促すことが考えられる。）。

なお、後述のとおり、特定患者等選挙人においてファスナー付きの透明のケース等の入手が困難である場合は、手元にある透明のケース、透明のビニール袋等に封入し、テープ等で密封することも差し支えない。

エ 市区町村の選挙管理委員会は、特定患者等選挙人から電話等により求めがあった場合には、請求書、受取人払郵便物の表示をした封筒及びファスナー付きの透明のケース等を特定患者等選挙人に対して郵送等により交付すること。

オ 施行日後直近に選挙の執行を予定している選挙管理委員会においては、保健所から自宅療養者に対して感染防止協力依頼書（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「感染症法施行規則」という。）第23条の4第1項の書面をいう。以下同じ。）を交付する際等に、併せて請求書、受取人払郵便物の表示をした封筒及びファスナー付きの透明のケース等を交付（同封）するよう保健所に依頼することが考えられる。

また、宿泊療養者に対しては、宿泊施設の職員等から請求書、受取人払郵便物の表示をした封筒及びファスナー付きの透明のケース等を配布するよ

う、都道府県の選挙管理委員会を通じて宿泊施設を運営する都道府県の保健福祉部局等と連携して取り組むこと。

(2) 請求書の記載（特例令第1条第1項関係）

ア 請求は、選挙の期日前4日までに、その登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して行う必要がある（選挙の期日の公示又は告示日以前においても請求することができる。）。

※ 在外選挙人名簿に登録されている選挙人（公職選挙法施行令第65条の2に規定する者を除く。以下「在外選挙人」という。）にあつては、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限る。

イ 請求書の記載（封筒への封入等を含む。）に当たっては、作業前に必ず手指衛生を行うとともに、マスクや清潔な使い捨て手袋を着用することが望ましいので、特定患者等選挙人に対し、別添啓発素材等により、その徹底を周知すること。

ウ 請求書には、特定患者等選挙人本人が署名（点字によるものを除く。）する必要がある。

(3) 書面の提示等（特例令第1条第1項及び第2項関係）

ア 請求に当たっては、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面を提示（同封）する必要がある。

当該書面とは、具体的には、次に掲げる書面をいう。

① 感染防止協力依頼書（別添4参照）

② 検疫法による外出自粛要請（同法第14条第1項第3号）に係る書面（同法施行規則（昭和26年厚生省令第53号）第4条の3）（別添5・6参照）

※ 別添5の書面は、検疫所名が表示された状態で交付される。

③ 検疫法による隔離・停留の措置（同法第14条第1項第1号又は第2号）により宿泊施設内に収容されている者であることを検疫所長が証する書面（別添7・8参照）

④ 感染症法第18条第1項の規定による就業制限の通知に係る書面（以下「就業制限通知書」という。）

※ ④の就業制限通知書については、感染症法第18条第1項の規定による就業制限の通知を受けた者は、同法上、外出自粛要請又は同法第26条第2項において読み替えて準用する同法第19条第1項の規定による入院の勧告若しくは同条第3項の規定による入院の措置等を受ける（自宅療養者、宿泊療養者又は入院患者のいずれかとなる）ことから、選挙人が入院患者であると疑われる場合には、個別に確認を行うこと。

上記の書面は、差し迫った必要がある場合等には、投票用紙等の請求の時に特定患者等に交付されていない場合がある（感染症法施行規則第23条の4第1項ただし書等参照）。このように、上記の書面を提示することができない特別の事情がある場合は、特定患者等選挙人が、その旨を理由を付して

申し出る必要がある（後記2（2）エ(イ)参照）。

イ 特定患者等選挙人が、公職選挙法第9条第3項の規定により都道府県の議会の議員又は長の選挙の選挙権を有する者である場合には、引続居住証明書類の提示又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認の申請をする必要がある。

また、特定患者等選挙人が選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証の交付を受けている場合は、投票用紙等の請求に当たり、これらを併せて提示する必要がある（南極選挙人証にあつては衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において請求する場合、在外選挙人証にあつては衆議院議員又は参議院議員の選挙において請求する場合のみ。）。

※ これらの書面の提示等を要するため、ファクシミリやオンラインによる請求はできないものであること。

#### （4）請求書等の郵送等

ア 請求書等を郵送する場合は、日本郵便株式会社からの要請を踏まえ、できる限り次の方法により発送するよう、周知すること。

① 請求書及び添付書類を受取人払郵便物の表示をした封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中・投票在中」の「請求書在中」に○の記号を記載するなどして選択する。

② ①の封筒を更にファスナー付きの透明のケース等に封入し、当該ケースの表面を、アルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒する。

なお、ファスナー付きの透明のケース等の入手が困難である場合は、手元にある透明のケース、透明のビニール袋等に封入し、テープ等で密封し、当該ビニール袋等の表面を消毒することも差し支えない。

③ ②を郵便ポストに投かんする。

イ ③について、患者が請求書等を郵送する場合は、同居人や知人等（患者でない者）に投かんを依頼することとなる。

その際、当該投かんを担う者は次の点に留意するよう、周知すること。

- ・ 忘れず、速やかに投かんすること。
- ・ 患者と接触せずに受け渡しを行うこと。
- ・ 必ず作業前後での手指衛生とマスクの着用を行うこと。さらに、使い捨て手袋の着用が望ましく、この場合は、投かん後に直ちに廃棄すること。

※ 当該同居人が濃厚接触者である場合も、郵便ポストへの投かんについては、「不要不急の外出」には当たらず、当該同居人に投かんを依頼することは可能である。

※ 投かんは、患者本人が依頼することが原則であるが、一人暮らしをしており、投かんを依頼できる人もいない等の理由により、やむを得ず同居人、知人等に投かんを依頼できない旨の相談があったときは、必要な援助について個々の地域の実情に応じて検討されたいこと。

また、宿泊療養者が請求書等を郵送する場合は、宿泊施設の職員等が代わ

りに投かんするよう、各選挙管理委員会と宿泊施設を運用する都道府県の保健福祉部局等との間で連携を図ること。

## 2 投票用紙等の交付（特例令第1条第3項関係）

### （1）選挙人名簿等との対照等

ア 市区町村の選挙管理委員会の委員長は、投票用紙等の請求を受けた場合は、請求者が選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されているかどうかを選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本と対照する。

イ 都道府県の議会の議員又は長の選挙においては、請求者が公職選挙法第9条第3項の規定により都道府県の議会の議員又は長の選挙の選挙権を有する者である場合にあっては、次のいずれかの方法により確認する。

① 提示された引続居住証明書類を確認する。

② 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の10第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認する。

### （2）特定患者等であること等の確認

ア 市区町村の選挙管理委員会の委員長は、提示された外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面により、次の2点を確認する。

① 請求者が、特定患者等であること。

② 請求の時ににおいて外出自粛要請等期間が選挙期間にかかると見込まれること。

イ ①の確認は、就業制限通知の提示があった場合に、請求書に記載された送付先の住所が病院であるなど、入院患者からの請求である可能性があるときは、特例法第4条の規定による市区町村の選挙管理委員会からの求めに対する保健所等からの情報提供により、当該請求者が上記第1の1の特定患者等であること（外出自粛要請等を受けていること）を確認する。

ウ ②の確認は、次の方法によることが考えられる。なお、たとえ外出自粛要請期間等が選挙期間にかかる場合であっても、投票用紙等の請求時点で既に外出自粛要請等期間が終了している場合には、特例郵便等投票を行うことはできないことに留意すること。

(ア) 提示された外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面の「協力を求める期間」に終期が明記されている場合には、形式的に当該期間が選挙期間にかかると見込まれることを確認する。

(イ) 「協力を求める期間」に退院基準（※）のみが記載されており、特定の日が終期として記載されていない場合は、当該退院基準に照らして外出自粛要請等期間が選挙期間にかかる蓋然性があることを確認する。

なお、この「蓋然性」については、特定患者等選挙人の投票機会を確保しようとする特例法の趣旨に鑑み、厳格に解する必要はないが、市区町村の選挙管理委員会の委員長において明らかに外出自粛要請等期間が選挙

期間にかからないと判断する場合には、エにより個別に情報の提供を求めて確認することとなる。

- ※ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」（令和2年2月6日健感発0206第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。令和3年2月25日最終改正）に定める期間（別添9参照）

エ 情報の提供（特例法第4条関係）

(ア) 市区町村の選挙管理委員会の委員長から特例郵便等投票に係る情報の提供の求めがあったときその他特例郵便等投票に関する事務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）又は検疫所長は、市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該事務の実施に必要な範囲内において、当該事務に必要な情報を提供することができる。

(イ) 市区町村の選挙管理委員会の委員長は、次のような場合には、当該情報の提供により、請求者が特定患者等である旨及び請求の時に外出自粛要請等期間が選挙期間にかかると見込まれる旨の確認（以下「特定患者等であること等の確認」という。）を行うこととなる。

- ① 請求者において、書面の提示をすることができない特別の事情があり、かつ、その旨を理由を付して申し出た場合
- ② 特定患者等選挙人が提示した書面のみでは特定患者等であること等の確認ができない場合

(ウ) この情報の提供は、特定患者等選挙人から求めがあった場合に個別に行う方法に限られない。例えば、差し迫った必要があるなどの理由により、保健所において外出自粛要請に係る期間の開始と同時に外出自粛要請に係る書面の交付ができていないなどの場合には、保健所から市区町村の選挙管理委員会に対し、あらかじめ、当該市区町村の外出自粛要請を受けている者のリスト（以下「対象者リスト」という。）を、選挙期間中交付し、市区町村の選挙管理委員会において、請求書と対象者リストを照合することで、上記の確認を行うことも考えられる。

※ なお、上記(ウ)の方法は、差し迫った必要があるなどの理由により、外出自粛要請に係る書面の交付ができておらず、特定患者等選挙人から求めがあった場合に個別に情報の提供を行う方法によることも困難であるときに許容される方法であることに留意すること。

※ 保健所を設置する市又は特別区においては、選挙管理委員会の職員を保健所の職員に併任等し、保健所の職員として、システム等により特定患者等であること等の確認を行うことも考えられる。

(3) 投票用紙等の発送

ア 市区町村の選挙管理委員会の委員長は、(1)及び(2)の後、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日

以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市区町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに) 投票用紙及び投票用封筒を当該特定患者等選挙人に郵便等をもって発送しなければならない。

この場合において、投票用紙等の請求時に選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証の提示を受けたときは、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の特例郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

イ 投票用紙等の発送に当たっては、次のものを同封すること。

- ① 投票用紙及び投票用封筒 (内封筒及び外封筒)
- ② 受取人払郵便物の表示をした返信用封筒 (速達扱いとすること。)
- ③ ファスナー付きの透明のケース等 (②を入れるためのもの)
- ④ 特定患者等選挙人から外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面を提示されたときは、当該書面
- ⑤ 特定患者等選挙人から選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証を提示されたときは、当該証明書等

ウ 自宅療養者に対して投票用紙等を郵送する場合、自宅療養者本人への確実な交付を担保する観点から、追跡記録を残すため、レターパック、書留等によることが考えられる (書留による場合は、速達扱いとすること。)

この場合、非対面配達によるよう日本郵便株式会社から要請されているので、次の表示をすること。

レターパックプラス・書留の場合	レターパックライトの場合
<p>3.0cm</p> <p><b>【非対面限定】</b> ・非対面了承 ・無断置配禁止</p> <p>6.0cm</p>	<p>3.0cm</p> <p><b>【非対面限定】</b></p> <p>6.0cm</p>

備考

- 1 上記表示は、郵便物等の表面に明瞭に表示すること。  
 ※ 料額印面部、追跡番号等を隠さないように表示すること。  
 ※ 可能な限り、届け先欄の付近に表示すること。
- 2 表示の大きさは、上記を最小とする。
- 3 背景は黄色とするが、カラー印刷が困難な場合は白黒としても差し支えない。
- 4 郵便物等の表面に受取人の電話番号を記入すること。

エ 宿泊療養者に対して投票用紙等を郵送する場合、特定患者等選挙人に確実に送付できるよう、宛名欄には「気付」表示をすること (「〇〇ホテル 気付 △△ □□様 (受取人の氏名)」等)。

この場合、宿泊施設の職員等が使者として代わって受領することとなるので、都道府県の選挙管理委員会は、宿泊施設を運営する都道府県の保健福祉部局等と連携し、代わって受領した投票用紙等を宿泊療養者本人に確実に交付するよう、宿泊施設の職員等に周知徹底すること。

### 3 特例郵便等投票の方法（特例令第1条第4項の規定により読み替えて準用する公職選挙法施行令第59条の5）

#### （1）投票の記載

ア 上記2により投票用紙等の交付を受けた選挙人は、選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日以後、その現在する場所において、投票用紙に自ら（※1）当該選挙の公職の候補者一人の氏名（※2）を記載しなければならない。

※1 特例郵便等投票においては、代理記載制度（公職選挙法第49条第3項参照）は設けられていない。

※2 衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の公職選挙法第86条の2第1項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の同法第86条の3第1項の規定による届出に係る名称若しくは略称。

イ 投票の記載（封筒への封入等を含む。）に当たっては、請求書の記載（1（2）ウ）と同様に、特定患者等選挙人が、作業前に必ず手指衛生を行うとともに、マスクや清潔な使い捨て手袋を着用することが望ましいので、特定患者等選挙人に対し、その徹底を周知すること。

#### （2）投票の送付

ア 特例郵便等投票は、投票用紙等の交付を受けた市区町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該選挙人が属する投票区の投票所（当該投票区が指定関係投票区等である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票所）又は指定在外選挙投票区の投票所を閉じる時刻までに（特例令第2条第1項において読み替えて適用する）公職選挙法施行令第60条第2項の規定による投票の送致ができるように、郵便等をもって送付しなければならないので、できるだけ早期に送付をするよう周知すること。

イ 特定患者等選挙人が特例郵便等投票を郵送する場合は、日本郵便株式会社の要請も踏まえ、次の方法によるよう周知すること。

① 特定患者等選挙人は、（1）により記載した投票用紙を内封筒に入れて封をし、更に外封筒に入れて封をする。

② ①により封をした外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、氏名欄に署名（点字によるものを除く。）する。

③ ②の外封筒を更に市区町村の選挙管理委員会から交付された受取人払郵便物の表示をした返信用封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中・投票在中」の「投票在中」に○の記号を記載するなどして選択する。

④ ③の封筒を更に市区町村の選挙管理委員会から交付されたファスナー付きの透明のケース等に封入し、当該ケースの表面を、アルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒する。

⑤ ④を郵便ポストに投かんする。

ウ ⑤について、患者が特例郵便等投票を郵送する場合の郵便ポストへの投かんは、請求書等の郵送の場合（上記1（4）イ）と同様に、同居人や知人等

又は宿泊施設の職員等に投かんを依頼することとなる。

4 特例郵便等投票の送致等(公職選挙法施行令第 60 条から第 65 条まで及び第 65 条の 13 (特例令第 2 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 関係)

4 の手続については、公職選挙法第 49 条第 2 項の規定による郵便等による不在者投票の場合と基本的に同様であるが、その概要を示すと次のとおりである。

(1) 特例郵便等投票の送致

市区町村の選挙管理委員会の委員長は、特例郵便等投票の送付を受けた場合には、これを選挙人が属する投票区(在外選挙人の投票にあつては、指定在外選挙投票区)の投票管理者(当該投票区が指定関係投票区等である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票管理者)に、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに送致しなければならない。

(2) 不在者投票に関する調書

ア 特定患者等選挙人が登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市区町村の選挙管理委員会の委員長は、不在者投票事務処理簿に、特例令第 1 条第 1 項から第 3 項までの規定によりとった措置の明細についても記載しなければならない。

イ 市区町村の選挙管理委員会の委員長は、不在者投票に関する調書に、アの不在者投票事務処理簿に基づき特例郵便等投票に係る概略についても記載する(特例則第 3 条)。

(3) 投票所の閉鎖前に送致を受けた特例郵便等投票の措置

投票管理者(指定関係投票区等(指定在外選挙投票区である指定関係投票区等を除く。)の投票管理者を除く。(4)において同じ。)は、投票所を閉じる時刻までに(1)による特例郵便等投票の送致を受けた場合には、送致に用いられた封筒を開いて、その中に入っている投票を一時そのまま保管しなければならない。

(4) 特例郵便等投票の受理不受理等の決定

ア 投票管理者は、投票箱を閉じる前に、投票立会人の意見を聴いて、(3)により保管する投票が受理することができるものであるかどうかを決定しなければならない。

イ 投票管理者は、アにより受理の決定を受けた投票については、投票用封筒を開いて、直ちにこれを投票箱に入れなければならない。アにより受理すべきでないとして決定された投票については、更にこれをその投票送致用封筒に入れて仮に封をし、その表面に公職選挙法施行令第 63 条第 1 項の規定による不受理の決定があった旨を記載し、これを投票箱に入れなければならない。

(5) 特例郵便等投票の投票用紙の返還等

ア 交付を受けた特例郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒は、投票所、共通投票所及び期日前投票所においては、使用することができない。

イ 特例郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合において、特例郵便等投票をしなかったときは、その投票用紙及び投票用封筒を返して、

当日投票又は期日前投票（在外選挙人にあつては、公職選挙法第 49 条の 2 第 1 項の規定による投票を含む。）をすることができる。

また、これらの投票をもしなかつたときは、速やかにその投票用紙及び投票用封筒をその交付を受けた市区町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

(6) 投票所閉鎖後に送致を受けた特例郵便等投票の措置

投票管理者は、投票所を閉じるべき時刻を経過した後に（1）による投票の送致を受けた場合には、送致に用いられた封筒を開いて、投票用封筒の裏面に受け取った年月日及び時刻を記載し、これを開票管理者に送致しなければならない。

第 3 特例郵便等投票に係る市区町村の選挙管理委員会、投票所及び開票所における感染防止措置

市区町村の選挙管理委員会、投票所及び開票所においては、特定患者等選挙人の請求書等又は投票用紙等を取り扱うこととなることから、次に掲げる感染防止措置を講じること。

- ① 作業前後の手指衛生及びマスクの着用を行うこと。さらに、清潔な使い捨て手袋の着用が望ましく、この場合は、作業後、直ちに廃棄すること。
- ② 定期的な換気の励行（窓の開放による場合、換気回数を毎時 2 回以上（30 分に 1 回以上、数分間程度、窓を全開する。）とすること。また、空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、2 方向の壁の窓を開放すること。窓が 1 つしかない場合は、ドアを開けること（※）。）

※ 「「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（リーフレット）」（令和 2 年 4 月 5 日改訂）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

- ③ その他、「選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 2 月 26 日付け総行管第 76 号各都道府県選挙管理委員会委員長宛て総務省自治行政局選挙部長通知。以下「令和 2 年 2 月 26 日付け通知」という。）等の累次の通知及び事務連絡において示した感染防止対策を徹底すること。

※ なお、新型コロナウイルスの残存期間に係る次の報告も踏まえ、作業前後の手指衛生の徹底等を前提として、請求書等及び投票用紙等の消毒は不要と考えられる。

- ・ プラスチックの表面では最大 72 時間、ボール紙では最大 24 時間生存するなどあるが、表面との接触による感染は具体的な報告がない（世界保健機関）。
- ・ ステンレス、プラスチック、ガラス等は、屋内で 3 日（72 時間）以内に 99% 減少する。表面との接触による感染は主要な感染経路ではなく、リスクは低いとされる（米国疾病予防管理センター）。

第 4 特例郵便等投票に係る選挙管理委員会、保健所等における運用上の留意事項

## 1 選挙管理委員会における準備

### (1) 料金受取人払の承認請求

ア 上記のとおり、特例郵便等投票においては、特定患者等選挙人から市区町村の選挙管理委員会の委員長に対する投票用紙等の請求及び投票の郵送には、料金受取人払の方法によるよう日本郵便株式会社から要請されている。

イ 料金受取人払の方法による場合は、内国郵便約款第 61 条の規定により、受取人である各市区町村の選挙管理委員会が、あらかじめ受取人払取扱郵便局に対して承認の請求を行い、その承認を受けなければならない。

また、料金受取人払の承認を受けようとする場合、日本郵便株式会社所定の書面にその請求に係る表示の見本を添えて受取人払取扱局に提出する必要があることから、各市区町村の選挙管理委員会は、「料金受取人払承認請求書」(別添 3)を作成するとともに、受取人払郵便物の表示をした見本を作成し、受取人払取扱局に承認の請求を行うこと。

※ 料金受取人払は、受取人払郵便物に用いるべき封筒の数量が 100 枚以上であることが利用の条件であるため、特定患者等選挙人が 100 人に満たない場合であっても、その後の増加が見込まれるものとして、封筒の数量は 100 通以上として請求すること。なお、この取扱いは、日本郵便株式会社も了解している。

ウ 日本郵便株式会社の承認には、一定の時間を要するので、特に直近に選挙の執行を予定している市区町村の選挙管理委員会においては、速やかにその承認の請求を行うこと。

エ 承認を受けた場合には、上記イにより作成した受取人払郵便物の表示をした封筒に、受取人払取扱局から指示された承認番号の表示を行い、ウェブサイト等にその様式を掲載等するとともに、投票用紙等の交付の際に当該封筒を同封すること。

### (2) 物資の調達

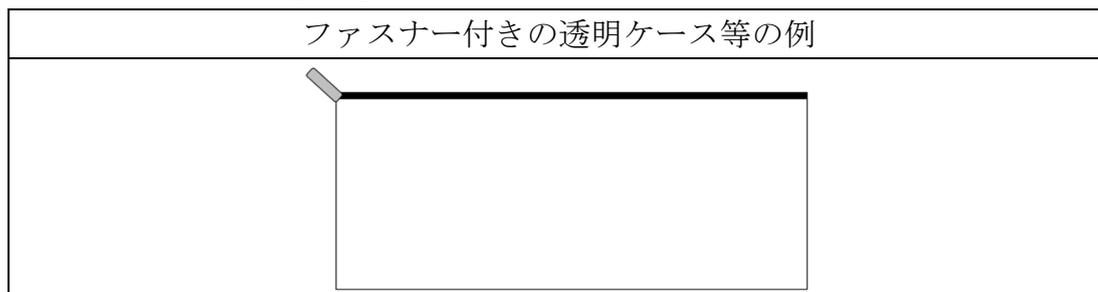
ア 特例郵便等投票には、少なくとも次の物資の調達が必要となるので、各選挙管理委員会においては、選挙の執行に間に合うようにその調達を行うこと。

#### ① 投票用封筒 (外封筒及び内封筒)

※ 特例郵便等投票に用いる投票用封筒の様式は、公職選挙法第 49 条第 2 項の規定による郵便等による不在者投票に用いる投票用封筒の様式と同一である。

#### ② 受取人払郵便物の表示をした返信用封筒

#### ③ ファスナー付きの透明のケース等



備考

- 1 郵便物より一回り大きな大きさとする。
- 2 内容物となる郵便物の宛名等を視認できるように外装の色は透明とすること。
- 3 消毒を行うため、濡れに強い材質であること。
- 4 内容品を確実に密封できるようにファスナー付きのものとする。
- 5 輸送等作業中に万が一にも破損しないような一定の強度とすること。

イ 各選挙管理委員会において、管内の特定患者等選挙人の人数を把握していない場合は、物資の調達に必要となることから、あらかじめ保健所に情報提供を求めること。

### (3) 選挙人に対する周知

ア 各選挙管理委員会においては、保健所が感染防止協力依頼書を交付する際等に、感染防止協力依頼書にあわせてチラシを同封する等により自宅療養者に対して啓発素材を配布できるよう、保健所と連携して取り組むよう努めること（さらに、直近に選挙の執行を予定している場合には、請求書、受取人払郵便物の表示をした封筒又はその様式及びファスナー付きの透明のケース等を交付することが望ましい。）。

また、宿泊療養者に対しては、宿泊施設において啓発素材を配布するよう、宿泊施設を運営する都道府県の保健福祉部局等と連携して取り組むこと（さらに、請求書、受取人払郵便物の表示をした封筒及びファスナー付きの透明のケース等を宿泊施設に備え付ける等して配布すること。）。

イ 総務省において、投票のしるしや方法を解説した啓発素材を作成しているの、各選挙管理委員会においては、必要に応じて活用すること。また、各保健福祉部局においては、宿泊療養者又は自宅療養者への案内を記したウェブサイト等がある場合には、総務省の作成した投票のしるしや方法を解説したウェブサイトのリンク（※）を貼ること等により、周知に協力すること。

※ [https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/tokurei\\_yuubin.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html)

ウ 各選挙管理委員会においては、ウェブサイトへの掲載、投票所入場券への記載（投票所入場券を送付する際に啓発素材を同封する方法を含む。）など、各種媒体を活用し、特定患者等選挙人のみならず、住民に広く特例郵便等投票制度について周知すること。その中で、特例郵便等投票のしるしにおいては、公正確保のため、他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票について、公職選挙法上の罰則（投票干渉罪、詐偽投票罪）が設けられていることについても周知すること。

また、「第5 濃厚接触者の投票」に記載する濃厚接触者の投票に関する取扱いについても、投票所入場券への記載等により周知すること。

## 2 感染防止協力依頼書の交付の徹底

都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）においては、感染症法第44条の3第2項の規定により協力を求める場合には、感染症法施行規則第23条の4第1項の規定に基づき、求める協力の内容、協力を求める期間及びこれらの理由を書面により通知すること。同項において、当該事項を書面により通知しないで感染の防止に必要な協力を求めるべき差し迫った

必要がある場合は、この限りでないこととされているが、同条第2項において、この場合には、できる限り速やかに交付しなければならないこととされており、特定患者等選挙人は、交付された書面を提示することにより、投票用紙等の請求を選挙の期日前4日までに行わなければならないこととされていることに留意すること。

また、当該書面には、別添4に準じ、名あて人を明記するとともに、上記の事項を市区町村の選挙管理委員会が一見して分かるように、明確かつ確実に記載すること。感染防止協力依頼書は、これらの内容が記載されるものであれば、別添4に準じた様式に限らず、各地方公共団体において定めた様式を用いて差し支えないこと。

なお、一時的に感染防止協力依頼書の発行業務が選挙に起因して急増する場合の職員への超過勤務手当や臨時的に雇用する職員の賃金に要する経費については、国政選挙においては国庫が負担するものであり、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）に基づき交付される選挙執行委託費により措置されること。

### 3 選挙管理委員会、保健所及び都道府県の保健福祉部局等の連携

#### (1) 連絡体制の構築

ア 市区町村の選挙管理委員会と保健所は、特例郵便等投票に関する事務の実施に当たり、緊密に連携する必要があることから、あらかじめ連絡窓口を把握しておくなど、連絡体制を構築すること。

イ 都道府県の保健福祉部局等は、当該都道府県の選挙管理委員会と連携し、市区町村の選挙管理委員会と保健所との連絡体制を構築するに当たって必要な支援を行うこと。

#### (2) 感染防止協力依頼書の交付に係る全庁的な体制の構築

現下の感染状況においては、感染症法施行規則第23条の4第1項の「感染の防止に必要な協力を求めるべき差し迫った必要がある場合」に該当するものとして、感染防止協力依頼書を直ちに交付できていない場合もあると考えられる。各地方公共団体の保健福祉部局及び保健所においては、引き続き感染拡大防止対策に取り組む必要があり、感染防止協力依頼書の交付への対応が難しいことも考えられることから、各地方公共団体においては、保健福祉部局及び保健所の業務の状況に鑑み、感染防止協力依頼書の交付の実施に向けて、全庁的な体制の構築に取り組まれないこと。仮に感染防止協力依頼書の交付が難しい場合は、(3)に記載する情報の提供について対応を行うこと。

#### (3) 保健所の選挙管理委員会に対する情報の提供

ア 特例法第4条の規定により、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）は、市区町村の選挙管理委員会の委員長から特例郵便等投票に係る情報の提供の申出があったときその他特例郵便等投票に関する事務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して、特例郵便等投票に関する事務の実施に

必要な範囲内において、当該事務に必要な情報を提供することができることとされたことを踏まえ、市区町村の選挙管理委員会と緊密に連携すること。

イ 保健所は、市区町村の選挙管理委員会から、特定患者等であること等の確認をするために情報の提供の申出があったときは、投票用紙等の交付に係る事務は短い選挙期間の中で迅速に行う必要があることに鑑み、速やかに必要な情報を提供するよう努めること。

ウ 保健所を設置する市又は特別区の選挙管理委員会は、当該保健所に対し、当該市又は特別区の感染防止協力依頼書の様式、交付状況等に係る情報の提供を求めるとともに、感染防止協力依頼書が直ちに交付されていない状況がある場合には、特定患者等であること等の確認のために当該保健所に求める情報の提供の内容をあらかじめ確認しておくこと。

エ 都道府県の選挙管理委員会は、当該都道府県の保健福祉部局等に対し、当該都道府県の感染防止協力依頼書の様式、交付状況等に係る情報の提供を求めるとともに、感染防止協力依頼書が直ちに交付されていない状況がある場合には、市町村の選挙管理委員会が特定患者等であること等の確認のために当該都道府県の保健所に求めるべき情報の提供の内容をあらかじめ確認しておくこと。

また、これらの情報について、都道府県の選挙管理委員会にあっては管内の市町村の選挙管理委員会に、都道府県の保健福祉部局等にあっては当該都道府県の保健所に、それぞれ周知すること。

#### (4) 周知等における連携

各選挙管理委員会と保健所は、特例郵便等投票制度の周知、請求書等の配布等について、連携して取り組むよう努めること。

### 第5 濃厚接触者の投票

1 濃厚接触者は、検査結果は陰性であることから、「不要不急の外出」等を控えるよう要請されているものの、制度上、宿泊療養や自宅療養の協力要請に従わない場合に入院勧告、入院措置等の対象となりうる患者とは、その取扱いに差があるものである。

もとより、濃厚接触者が投票のために外出することは「不要不急の外出」には当たらず、投票所等において投票することが可能である。

この場合、各投票所等においては下記3の基本的な感染防止対策を徹底するとともに、濃厚接触者が自ら、手指衛生及びマスク着用といった感染防止対策を講じること。

2 保健所及び各選挙管理委員会は、濃厚接触者から投票について相談があった場合には、上記1について説明すること。

あわせて、投票に当たっては、①自身の体調や感染防止対策に十分注意すること、②投票所等において必要な感染防止対策等を求める場合があること、③投票所等に移動する際は、公共交通機関以外の方法によることについて説明すること。

- 3 投票所等においては、令和2年2月26日付け通知以降の累次の通知及び事務連絡を参照し、定期的・積極的な換気、消毒液の設置、人と人との距離の確保などの基本的な感染防止対策を徹底すること。
- 4 投票所等において、濃厚接触者から申告があった場合には、投票管理者等は、地域の実情に応じて、例えば、次の方法により投票させることも考えられる。
  - ・ 濃厚接触者に記載前の手指衛生及びマスクの着用を行わせるとともに、可能であれば清潔な使い捨て手袋を着用させる。
  - ・ 濃厚接触者の次以降の受付順の選挙人を一定時間待機させる、濃厚接触者を別室で待機させ、他の選挙人が少なくなった際に投票させるなど、濃厚接触者とその他の選挙人の投票を時間的に分ける。
- 5 各選挙管理委員会は、上記1のとおり、濃厚接触者が投票所等において投票することが可能であることについて、投票管理者、投票立会人、投票事務従事者及び選挙人に対して周知を徹底すること。

**【参考】別添資料一覧**

- (別添1) 特例郵便等投票請求書
- (別添2) 受取人払郵便物の表示
- (別添3) 料金受取人払承認請求書
- (別添4) 感染防止協力依頼書
- (別添5) 健康カード（入国される皆さまへのご協力をお願い）
- (別添6) 外出自粛（入所）要請書
- (別添7) 隔離決定書
- (別添8) 停留決定書
- (別添9) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」（令和2年2月6日健感発 0206 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。令和3年2月25日最終改正）
- (別添10) 啓発素材

(別添1)

この請求書の記載及び封筒への封入等を行うに当たっては、マスクの着用や手指衛生等により感染拡大の防止に努めてください。

## 特例郵便等投票請求書

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第3条第1項の規定により、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日執行の\_\_\_\_選挙において、次の現在する場所で郵便等による投票を行いたいのので、特例法施行令第1条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

市・区・町・村 選挙管理委員会委員長 殿

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

1 請求者	フリガナ	
	氏名 (署名)	
	住所	〒 _____
	連絡先 電話番号 メールアドレス	( _____ )
2 現在する場所 (投票用紙等送付先)	<input type="checkbox"/> 住所と同じ <input type="checkbox"/> 住所以外 (以下に記載) 〒 _____	
3 提示 (同封) する文書  (外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面の提示をすることができない特別の事情がある場合の申出)	(1) 外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面 (次の①～③のいずれかを選択) <input type="checkbox"/> ① 感染症法による外出自粛要請に係る書面 <input type="checkbox"/> ② 検疫法による外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面 <input type="checkbox"/> ③ 上記の書面の提示 (同封) をすることができない旨申し出ます。 (次の(a)及び(b)を記入)  (a)理由 <input type="checkbox"/> 外出自粛要請又は隔離・停留の措置を受けたが、書面を交付されていないため <input type="checkbox"/> 交付された書面を紛失したため <input type="checkbox"/> その他 ( _____ ) (b)保健所又は検疫所の名称 ( _____ )  (2) その他の文書 (該当する場合のみ選択) <input type="checkbox"/> 在外選挙人証 (在外選挙人名簿に登録されている選挙人の場合) <input type="checkbox"/> 選挙人名簿登録証明書 (選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合) <input type="checkbox"/> 南極選挙人証 (南極選挙人証の交付を受けている選挙人の場合)	
4 引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認の申請	<input type="checkbox"/> 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請します。	

### 備考

- 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
- 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されますので、住所以外の場合は所在地を明確に書いてください。
- 請求に当たっては、外出自粛要請又は隔離・停留の措置 (特例法第2条第1号の外出自粛要請又は同条第2号の隔離・停留の措置) に係る書面 (次のいずれかの書面) を提示 (同封) してください (当該書面は、投票用紙等と併せて返送します)。  
ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による外出自粛要請に係る書面 (同法施行規則第23条の4第1項)  
イ 検疫法による外出自粛要請 (同法第14条第1項第3号) に係る書面 (同法施行規則第4条の3)  
ウ 検疫法による隔離・停留の措置 (同法第14条第1項第1号又は第2号) により宿泊施設内に収容されている者であることを検疫所長が証する書面  
エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による就業制限の通知に係る書面 (同法第18条第1項)
- 特別の事情により備考3の書面の提示 (同封) をすることができない場合 (特例法第3条第2項ただし書) は、表中3(1)③にチェックを入れ、理由その他必要事項を書いてください。
- 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の場合は在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合は選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証の交付を受けている選挙人の場合は南極選挙人証をそれぞれ提示 (同封) し、表中3(2)の該当する欄にチェックを入れてください。
- 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請する場合 (特例法施行令第1条第2項第1号) には、表中4にチェックを入れてください。
- この請求書の提出は、代理の方により行うことができます。

この請求書の記載及び封筒への封入等を行うに当たっては、マスクの着用や手指衛生等により感染拡大の防止に努めてください。

## 特例郵便等投票請求書

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第3条第1項の規定により、令和3年●月●日執行の●●●議会議員選挙において、次の現在する場所で郵便等による投票を行いたいので、特例法施行令第1条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和3年●月●日

千代田市(区)・町・村 選挙管理委員会委員長 殿

1 請求者	フリガナ	センキョ タロウ	必ず自分で記載(自筆)してください。
	氏名(署名)	選挙 太郎	
	住所	〒100-8926 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 ●●マンション●号室	
	連絡先	電話番号 090 ( 1234 ) ●●●●	連絡の取れる電話番号を記載してください。
	メールアドレス abc123@sample.xx.jp		メールアドレスを持っていれば記載してください。
2 現在する場所(投票用紙等送付先)	<input type="checkbox"/> 住所と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 住所以外(以下に記載) 〒100-●●●● 東京都●●区●●町●丁目●番●号 ●●ホテル		書面の提示ができない場合は③を選択し、理由及び要請等のあった保健所又は検疫所の名称を記載してください。
3 提示(同封)する文書	(1) 外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面(次の①～③の) <input type="checkbox"/> ① 感染症法による外出自粛要請に係る書面 <input type="checkbox"/> ② 検疫法による外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面 <input checked="" type="checkbox"/> ③ 上記の書面の提示(同封)をすることができない旨申し出ます。 (次の(a)及び(b)を記入) (a)理由 <input checked="" type="checkbox"/> 外出自粛要請又は隔離・停留の措置を受けたが、書面を交付されていないため <input type="checkbox"/> 交付された書面を紛失したため <input type="checkbox"/> その他( ) (b)保健所又は検疫所の名称( ●●保健所 ) (2) その他の文書(該当する場合のみ選択) <input type="checkbox"/> 在外選挙人証(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の場合) <input type="checkbox"/> 選挙人名簿登録証明書(選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合) <input type="checkbox"/> 南極選挙人証(南極選挙人証の交付を受けている選挙人の場合)		
4 引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認の申請	<input type="checkbox"/> 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請します。		

## 備考

- 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
- 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されますので、住所以外の場合は所在地を明確に書いてください。
- 請求に当たっては、外出自粛要請又は隔離・停留の措置(特例法第2条第1号の外出自粛要請又は同条第2号の隔離・停留の措置)に係る書面(次のいずれかの書面)を提示(同封)してください(当該書面は、投票用紙等と併せて返送します)。  
ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による外出自粛要請に係る書面(同法施行規則第23条の4第1項)  
イ 検疫法による外出自粛要請(同法第14条第1項第3号)に係る書面(同法施行規則第4条の3)  
ウ 検疫法による隔離・停留の措置(同法第14条第1項第1号又は第2号)により宿泊施設内に収容されている者であることを検疫所長が証する書面  
エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による就業制限の通知に係る書面(同法第18条第1項)
- 特別の事情により備考3の書面の提示(同封)をすることができない場合(特例法第3条第2項ただし書)は、表中3(1)③にチェックを入れ、理由その他必要事項を書いてください。
- 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の場合は在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合は選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証の交付を受けている選挙人の場合は南極選挙人証をそれぞれ提示(同封)し、表中3(2)の該当する欄にチェックを入れてください。
- 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請する場合(特例法施行令第1条第2項第1号)には、表中4にチェックを入れてください。
- この請求書の提出は、代理の方により行うことができます。

(別添2)

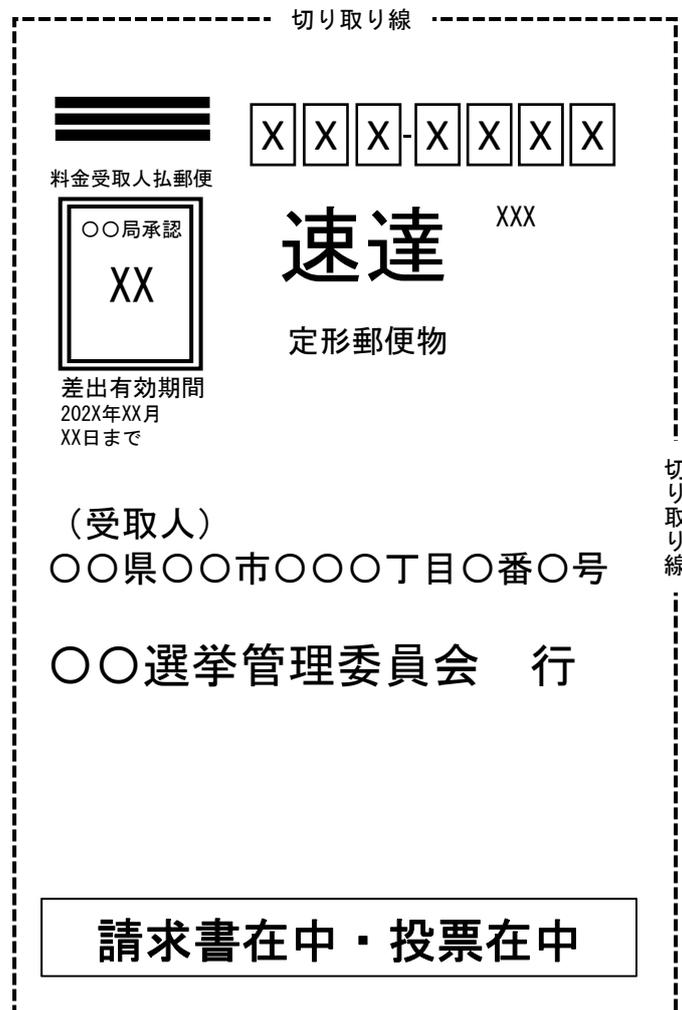
## 宛名表示の使用方法

- ① 「切り取り線」に沿って切り取り、手持ちの定形サイズの封筒にのり付け等します。
- ② 封筒に請求書と外出自粛要請等に係る書面を入れて封をし、「請求書在中」に○を付けます。(切手不要)
- ③ 速達とするため、封筒の右上に朱線を引きます。
- ④ 透明のファスナー付きのケース等に入れ、密封します。
- ⑤ ④の表面を、アルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒します。
- ⑥ 同居人、知人等(患者ではない方)に郵便ポストへの投かんを依頼します。

(郵便局の窓口にお持ちいただくことはご遠慮ください)



イメージ



## 料金受取人払の表示（記載例）

枠線は、即納の場合は一重線、後納の場合は二重線としてください。

承認番号は郵便局から通知をうけた番号を記載してください。

料金受取人払承認請求書に記載した差出有効期間を記載してください。（差出開始日から2年以内）

※期間については郵便局とご相談願います。

料金受取人払郵便物

銀座局承認  
58

差出有効期間  
202X年XX月  
XX日まで

1 0 0 8 7 9 2

速達 567

定形郵便物

(受取人)  
東京都千代田区大手町2丁目3番1号

〇〇選挙管理委員会 行

請求書在中・投票在中

速達としていただくため、「速達」と表示。

郵便局から整理番号の記載について指示を受けた場合は、指定された番号を記載してください。

郵便物の種類（定形郵便物、定形外郵便物、郵便葉書）を表示します。

普通扱いとする場合、カスタマバーコードを印字いただきますが、今回は速達（特殊取扱い）とするため、これを不要としています。

(別添3)

記入例 (イメージ)

早急な承認申請処理を実施させていただく観点から、お支払い方法として後納を選択いただく場合は、既に承認を受けた後納をご利用願います。

料金受取人払承認請求書

提出日を記入

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 郵便局長 殿

住所又は居所 市区町村の住所

貴選挙管理委員会の配達を担当する郵便局

請求者  
氏名

市区町村の担当部署名

印

公印 ※職員の私印は不可

料金受取人払の承認を受けたいので、見本を添えて、請求します。

- 1 封筒、郵便葉書又は用紙の枚数 封筒の配布見込み数 xxxx 枚
- 2 差出有効期間 xxxxx 年 xx 月 xx 日 ~ xxxxx 年 xx 月 xx 日

枚数は100枚以上で記入して下さい。

3 料金等の支払方法

※差出有効期間は、2年以内の期間で記入。

- (1) 郵便物等配達の際、郵便切手又は現金で支払
- (2) 郵便物等配達の際、料金計器別納
- (3) 後納

可能な限り、後納をご利用願います。

ア 口座振替払 (請求者指定の金融機関預貯金口座からの振替払)

イ 銀行振込 (日本郵便株式会社の指定預金口座への送金による支払) (※送金手数料は請求者負担)

ウ ゆうちょ銀行窓口払

4 料金受取人払に係る料金等の概算額 ( 円)

予定枚数に84円を掛けた数を記入。

5 料金受取人払の取扱いをする郵便物等の種類 第一種郵便物

速達をご利用願います。

6 料金受取人払の郵便物等を特殊取扱等とする場合のその種類 速達

7 料金受取人払制度利用の目的 〇〇選挙に関する特例郵便等投票 (特定患者等選挙人からの送付) のため

8 封筒、郵便葉書又は用紙の配布方法 〇〇

配布方法を記入願います。

9 郵便私書箱の使用場所 (※私書箱を利用する場合は、私書箱が設置されている郵便局名を記入)

10 連絡先

- (1) 連絡部署 市区町村の担当部署名
- (2) 担当者名 担当者の氏名
- (3) 電話番号 担当部署の電話番号

備考

- 1 請求者欄には、署名し、又は記名押印していただきます。
- 2 料金等の支払方法欄には、希望の番号等に〇印を付けていただきます。
- 3 料金受取人払に係る料金等の概算額欄には、料金受取人払の承認に係る数量のものの全部が料金受取人払とする郵便物等として差し出されたものとしたときの郵便物等の料金等及び特殊取扱等の料金並びに手数料の合計額を記入していただきます。
- 4 郵便私書箱の使用場所欄には、受け取るべき郵便物等のあて名に郵便私書箱番号を肩書する場合にその郵便私書箱が設置されている事業所名を記入していただきます。

- 5 ご利用に当たっては、当社が定める担保を提供していただくことがあります。
- 6 この用紙は、日本工業規格A4とします。
- 7 請求の際は、その請求に係る封筒、郵便葉書又は受取人においてあらかじめ印刷した見本で、内国郵便約款別記7に規定する例にならって作成したもの（承認番号の表示を除きます。）を併せて提出していただきます。
- 8 料金等の支払方法を後納とする場合は、この請求書に、本人等確認書類を添えていただきます。
- 9 ~~支払うべき料金等（延滞利息を除きます。）について支払期限日を経過してもなお支払がない場合には、支払期限日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます~~

職員証などの提示が必要

(別添 4)

感染防止協力依頼書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 44 条の 3 第 2 項の規定により、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、宿泊施設、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことについて協力を求めます。

\_\_\_\_\_(〇〇都道府県知事／〇〇市区町村長／〇〇保健所長)

(〇〇保健所※)

※要請者名が保健所長ではない場合に記載

氏 名	
住 所	
協力を求める期間	年 月 日 から 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」(令和 2 年 2 月 6 日健感発 0206 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。令和 3 年 2 月 25 日最終改正) に定める期間が経過するまで

**入国した次の日から数えて「14日間」※は、  
以下の事項を守っていただくようお願いいたします。**  
(感染拡大防止のために検疫法に基づきお願いするものです。)  
また、裏面にある質問(1)～(2)へのご回答もお願いします。

※入国日の次の日を「1日目」として計算します

- 14日間、宿泊場所又は自宅で待機し、他者との接触を行わないでください。**  
※検疫法第14条第1項第3号、第16条の2第1項に基づく要請です。
- 14日間、公共交通機関を使用しないでください。**  
(不特定多数が利用する電車、バス、タクシー、国内線の飛行機 など)
- 14日間毎日、メールにより送られてくるURLから健康フォローアップのためのWEBサイトにアクセスし、「入国者健康確認センター」等に健康状態の報告をしてください。**  
(やむを得ずメール等による報告ができない場合でも、入国者健康確認センター等による健康状態のフォローアップに、毎日応じてください。入国者健康確認センター等から連絡がいくこともあります。)
- 入国時に、携行するスマートフォンに厚生労働省が指定する接触確認アプリをインストールし、また、14日間、同アプリの機能を利用してください。**
- 入国時に、携行するスマートフォンの地図アプリ機能等を利用した位置情報の保存機能を開始し、14日間、位置情報を保存してください。**
- 厚生労働省が指定する位置情報確認アプリをインストールし、アプリから通知が届いたら位置情報の送信を行ってください。
- 厚生労働省が指定するビデオ通話アプリをインストールし、  
**入国者健康確認センターから当該アプリを通じ連絡が来た場合には応答してください。**
- 入国後14日以内に有症状となった場合、  
**速やかに「受診・相談センター」に電話連絡し、滞在していた地域を伝え、指定された医療機関を受診してください。**
- 入国後に陽性となり、その発症日が入国後14日以内であると判断された場合、  
**旅券番号やスマートフォン等に保存した入国後の位置情報を速やかに保健所等に提示するなど、感染症法第15条に基づく保健所等の積極的疫学調査に協力してください。**
- 上記事項に関連して、**保健所等から指示や求めがあった場合には、応じてください。**
- 感染を広げないために、下記の感染拡大防止対策を行ってください。**
  - ・マスクを着用し、他者に感染させないようにご注意ください。
  - ・手指消毒を徹底し、「手洗い」をこまめに行ってください。
  - ・「3密(密閉・密集・密接)」を避けるようにしてください。

※本要請により新型コロナウイルス感染症で宿泊場所又は自宅で待機をしている選挙人で、請求時に要請期間が選挙期間にかかると思われる方は、令和3年6月23日以後にその期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」ができます。詳細は総務省や選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会HP等でご確認ください。

●14日以降、皆さまが日常生活を送る上での注意点についてはこちらをご参考ください。(多言語対応)

#### ★厚生労働省ウェブサイト

日常生活で気をつけることや、帰国後、せきや発熱などの症状があった場合の相談窓口「受診・相談センター」を紹介しています。



#### ★内閣官房ウェブサイト

感染リスクが高まる「5つの場面」について紹介しています。



新型コロナウイルス感染症に関することをご不明な点がある方は、相談窓口までご連絡ください。

▶ 厚生労働省電話相談窓口：0120-565653 (通話無料、9:00～21:00)



(1) 以下の①～⑤に該当するものがある。 はい (Yes) いいえ (No)

※ 「はい」を選んだ方は、**該当する番号をすべて「○」で囲んでください。**

- ① 過去14日以内で、発熱や咳などの症状がある人との接触があった。
- ② 過去14日以内に感染した患者と接触した。
- ③ 過去14日以内で、発熱や咳などの症状があった。
- ④ 現在、体調に異状がある。

異状がある場合の症状： ・発熱 ・咳 ・倦怠感 ・その他 ( )

- ⑤ 解熱剤・かぜ薬・痛み止めなどを使用している。

(2) 過去14日間に以下の地域に滞在していた。 はい (Yes) いいえ (No)

※ 「はい」を選んだ方は、**その滞在地域をすべて「○」で囲んでください**

	特に流行している地域 注)
アジア	インドネシア、フィリピン、マレーシア、モルディブ、インド、パキスタン、バングラデシュ、ネパール、ブータン、ミャンマー、 <b>カンボジア、スリランカ、タイ、東ティモール、モンゴル</b>
ヨーロッパ	サンマリノ、アイスランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、アイルランド、スウェーデン、ポルトガル、ギリシャ、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ラトビア、リトアニア、英国、キプロス、クロアチア、コソボ、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、アルメニア、モルドバ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア、ウクライナ、ロシア、アゼルバイジャン、カザフスタン、タジキスタン、キルギス、ジョージア、ウズベキスタン
中東	アラブ首長国連邦、イラン、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、アフガニスタン、イラク、レバノン、パレスチナ、ヨルダン
アフリカ	エジプト、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ジブチ、モーリシャス、モロッコ、カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア、ガーナ、ギニア、南アフリカ、アルジェリア、エスワティニ、カメルーン、セネガル、中央アフリカ、モーリタニア、ケニア、コモロ、コンゴ共和国、シエラレオネ、スーダン、ソマリア、ナミビア、ボツワナ、マダガスカル、リビア、リベリア、ガンビア、ザンビア、ジンバブエ、マラウイ、エチオピア、ナイジェリア、ルワンダ、南スーダン、チュニジア、レソト、 <b>セーシェル</b>
北米	アメリカ合衆国、カナダ
中南米	アンティグア・バーブーダ、エクアドル、セントクリストファー・ネイビス、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、バルバドス、パナマ、ブラジル、ペルー、ボリビア、バハマ、メキシコ、ウルグアイ、ホンジュラス、コロンビア、エルサルバドル、アルゼンチン、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、コスタリカ、ジャマイカ、ハイチ、ニカラグア、スリナム、パラグアイ、ベネズエラ、ベリーズ、トリニダード・トバゴ、 <b>セントルシア</b>
大洋州	なし

注) 出入国管理及び難民認定法における入国制限対象地域

なお、本書面は、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律に基づく特例郵便等投票の請求の際提示する書面となります。また、待機期間の証明書としても使用可能です。

入国日 令和 年 月 日

住所 氏名

## 外出自粛(入所)要請書

住 所

氏 名

検疫法第14条第1項第3号、第16条の2第1項の要請に基づき、令和 年 月 日 から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」(令和2年2月6日健感発 0206 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。令和3年2月25日最終改正)に定める期間が経過するまで、宿泊施設への入所を要請します。

〇〇検疫所長

(別添7)

## 隔離決定書

交付年月日：令和 年 月 日

\_\_\_\_\_殿

小職は、貴殿に対し、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十四条第一項第一号及び第十五条並びに検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）第一条の三の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の病原体を保有していないことが確認されるまで、下記のとおり隔離します。

### 記

1 隔離を行う場所 名称：\_\_\_\_\_

所在地：\_\_\_\_\_

2 隔離する理由

3 その他

\_\_\_\_\_ { 検疫所長  
検疫所支所長  
検疫所出張所長 } 氏名印\_\_\_\_\_

※ 隔離の処分を受け、その処分の継続中に逃げた者は、検疫法第35条第2号の規定により一年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される場合があります。検疫所長又は検疫官が行う措置を拒み、妨げ、又は忌避した者は、検疫法第36条第5号の規定により、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があります。

(別添8)

## 停留決定書

交付年月日：令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 殿

小職は、貴殿に対し、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十四条第一項第二号及び第十六条並びに検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）第一条の三の規定に基づき、令和 年 月 時 分から令和 年 月 日 時 分まで、下記のとおり停留します。

### 記

1 停留を行う場所 名称：\_\_\_\_\_

所在地：\_\_\_\_\_

2 停留する理由

3 その他

\_\_\_\_\_ { 検疫所長  
検疫所支所長  
検疫所出張所長 } 氏名印 \_\_\_\_\_

※ 停留の処分を受け、その処分の継続中に逃げた者は、検疫法第35条第2号の規定により、一年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される場合があります。検疫所長又は検疫官が行う停留の措置を拒み、妨げ、又は忌避した者は、検疫法第36条第5号の規定により、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があります。

健感発 0225 第 1 号  
令和 3 年 2 月 25 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
( 公 印 省 略 )

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて (一部改正)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) における新型コロナウイルス感染症の患者及び無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いについては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて (一部改正)」(令和 3 年 2 月 10 日付け健感発 0210 第 3 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) においてお示ししているところです。

今般、本年 2 月 18 日の第 24 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおける議論等<sup>1</sup>を踏まえ、当該通知を別添のとおり一部改正することとしました。本通知による改正後の取扱いについては、本日から適用することとしますので、内容について御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その取扱いに遺漏のないようご対応をお願いいたします。

また、「医療機関における「新型コロナウイルスの陰性が確認され退院される患者の方々へ」の配布について」(令和 2 年 3 月 6 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡) は廃止します。

<sup>1</sup>○第 24 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード (令和 3 年 2 月 18 日) 資料 5-2  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00216.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00216.html)

○発症からの感染可能期間と再陽性症例における感染性・二次感染リスクに関するエビデンスのまとめ (令和 3 年 2 月 18 日 国立感染症研究所感染症疫学センター)  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/10174-covid19-37.html>

# 新旧対照表

別添

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(令和2年2月6日健感発0206第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)について(一部改正) (傍線部分は改正部分)

新	旧
<p><b>第1 退院に関する基準</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症の患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第26条第2項において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①又は③に該当する場合とする。ただし、次の②又は④に該当する場合も差し支えないこととする。</p> <p><u>(1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合</u></p> <p>① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合</p> <p>② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査(以下「核酸増幅法等」という。)の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</p> <p><u>(2) 人工呼吸器等による治療を行った場合</u></p> <p>③ 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間</p>	<p><b>第1 退院に関する基準</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症の患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第26条第2項において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①に該当する場合とする。ただし、次の②に該当する場合も差し支えないこととする。</p> <p>① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合</p> <p>② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査(以下「核酸増幅法等」という。)の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</p>

### 経過した場合

④ 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ ただし、③の場合は、発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の⑤に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の⑥に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

⑤ 発症日から10日間経過した場合

⑥ 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合  
発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合には、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。また、人工呼吸器等による治療とは、人工呼吸器管理又は体外式心肺補助 (ECMO) 管理による治療とする。

上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の③に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の④に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

③ 発症日から10日間経過した場合

④ 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合  
発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合には、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、

陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。(①、③又は⑤に該当した場合を除く)  
なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

第2 就業制限に関する基準  
(略)

陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。(①又は③に該当した場合を除く)  
なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

第2 就業制限に関する基準  
(略)

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて

### 第1 退院に関する基準

新型コロナウイルス感染症の患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第26条第2項において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①又は③に該当する場合とする。ただし、次の②又は④に該当する場合も差し支えないこととする。

#### (1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

#### (2) 人工呼吸器等による治療を行った場合

- ③ 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ④ 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ ただし、③の場合は、発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の⑤に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の⑥に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

- ⑤ 発症日から10日間経過した場合
- ⑥ 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。また、人工呼吸器等による治療とは、人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）管理による治療とする。

上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体

採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。(①、③又は⑤に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

## 第2 就業制限に関する基準

法第18条の「まん延を防止するため必要があると認めるとき」とは、新型コロナウイルス感染症患者又は無症状病原体保有者が就業しようとする場合とする。

なお、第1の退院に関する基準を満たす場合は、同条の規定の対象者ではなくなるものとする。

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

# 特例郵便等投票ができます

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後にその期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」ができます。

## 1 特例郵便等投票の対象となる方

◆以下に示す「特定患者等」に該当する選挙人で、投票用紙等の請求時において、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれる方は、特例郵便等投票ができます。

「特定患者等」とは、

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項又は検疫法第14条第1項第3号の規定による外出自粛要請を受けた方
- ② 検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置（隔離・停留の措置）により宿泊施設内に收容されている方

※ 在外選挙人名簿に登録されている方が、上記①又は②に該当することとなった場合も対象となります（衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります。）

## 2 手続の概要

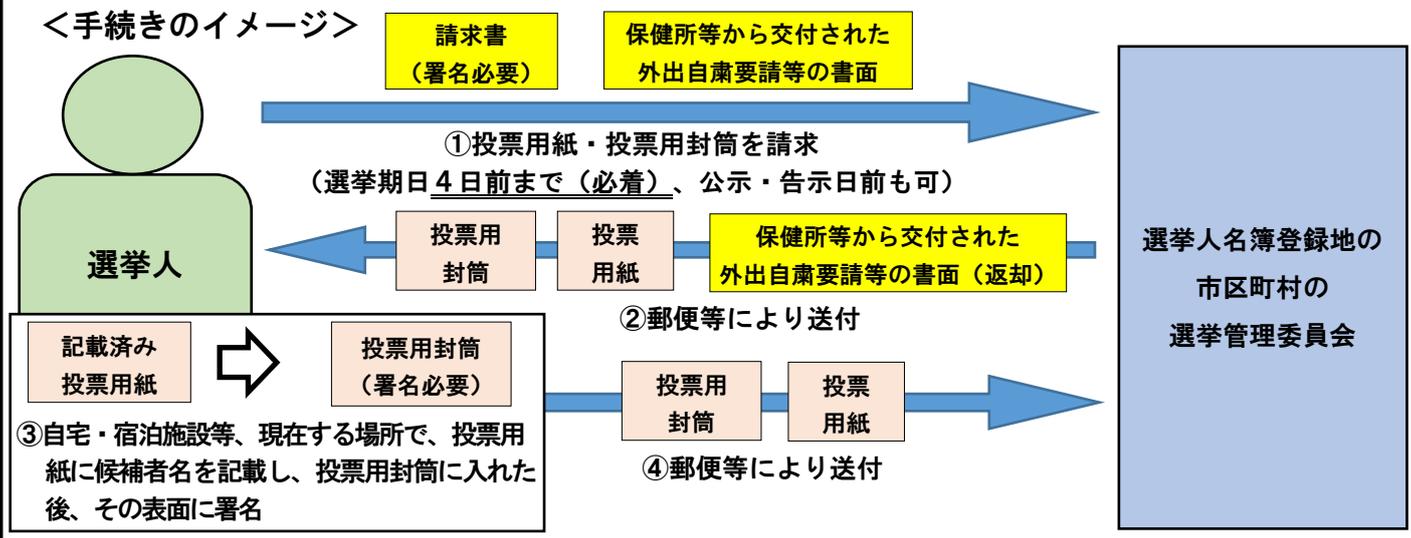
◆特例郵便等投票の対象となる方で、特例郵便等投票をご希望される方は、投票しようとする選挙の選挙期日（投票日当日）の4日前までに（必着）、選挙人名簿又は在外選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に「1①の外出自粛要請、又は1②の隔離・停留の措置に係る書面（以下「外出自粛要請等の書面」といいます。）」を添付した「請求書（本人の署名が必要です）」を郵便等で送付することにより、投票用紙等を請求していただくことが必要です。

※ 請求書の様式は、各市区町村の選挙管理委員会のウェブサイト等に掲載されています。各市区町村の選挙管理委員会から、電話等により取り寄せることも可能です。

※ 在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書又は南極選挙人証の交付を受けている方が投票用紙等の請求をする場合には、それらも請求書に添付していただく必要があります。

◆「外出自粛要請等の書面」が交付されていない等、「外出自粛要請等の書面」を添付できない特別の事情がある場合は、その旨を理由を付して「請求書」にご記載いただければ、当該書面の添付がなくても投票用紙等を請求することが可能です（請求を受けた市区町村の選挙管理委員会が保健所や検疫所から情報提供を受けて、特例郵便等投票の対象者であることを確認できることが条件となります。）

<手続きのイメージ>



### 3 注意事項

- ◆感染拡大防止の観点から、特例郵便等投票の手続を行う際には、別添「投票用紙等の請求手続について」及び「投票の手続について」に記載されている対策を実施してください。
- ◆特定患者等の方は外出自粛要請等がなされておりますので、郵便ポストに「請求書」や「投票用紙等」を投かんする際には、同居人、知人等（患者ではない方）にご依頼ください。  
※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。
- ◆投票用紙等を請求された後に、宿泊・自宅療養等期間が経過したため特例郵便等投票ではなく投票所で投票したいという方は、郵便等で送付された投票用紙等一式を投票所に持参し返却していただく必要があります。
- ◆ご不明な点は、各市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

### 4 罰則

- ◆特例郵便等投票の手続においては、公正確保のため、他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票について、公職選挙法上の罰則（投票干渉罪（1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金）、詐偽投票罪（2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金））が設けられています。

#### 「濃厚接触者の方の投票について」

- ◆新型コロナウイルス感染症患者のご家族等の方は、濃厚接触者に当たる可能性があります。
- ◆濃厚接触者の方は、特例郵便等投票の対象ではありません。  
投票のために外出することは「不要不急の外出」には当たらず、投票所等において投票していただく差し支えありません。
- ◆ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用いただくといった必要な感染拡大防止対策等にご協力をお願いします。ご不明な点等がある場合は、お住まいの地域を所管する保健所又は各市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

★総務省  
特例郵便等投票制度  
周知ホームページ



## 新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

## 投票用紙等の請求手続について

特例郵便等投票をする方は、以下の方法により投票用紙及び投票用封筒を選挙管理委員会に請求いただく必要があります。

①特例郵便等投票の投票用紙等の請求を、請求書により行ってください。また、請求書を郵送する際は、料金受取人払の宛名表示がされた封筒により郵送をお願いします。

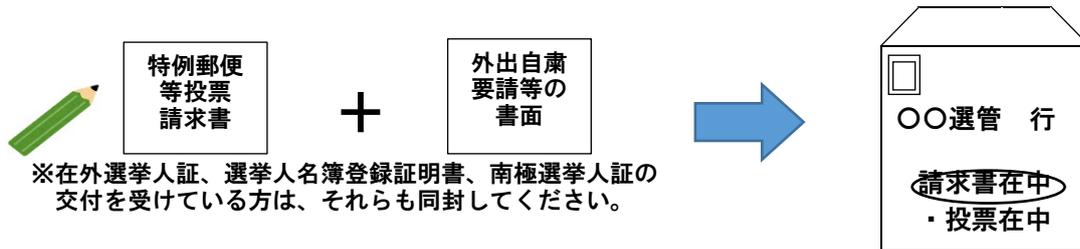
※ 請求書及び料金受取人払の宛名表示の様式は、各市区町村の選挙管理委員会のウェブサイト等に掲載されています。ダウンロード及び印刷をしていただき、料金受取人払の宛名表示については、私製の封筒に貼り付けてください。各市区町村の選挙管理委員会に、電話等により請求書等を請求いただくことも可能です。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。

また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



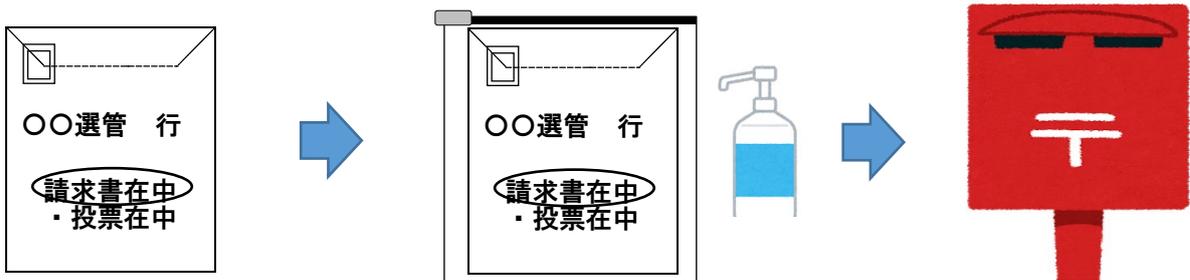
②請求書に記入し、外出自粛要請等の書面とともに料金受取人払の宛名表示がされた封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中」に○を付けてください。



③請求書等を入れた封筒を、書いた宛名がわかるようにファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。ファスナー付きの透明のケース等の入手が困難な場合は、自宅にある透明のケース、袋等に入れ、テープ等で密封し、表面を消毒してください。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。

## 新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

## 投票の手続について

特例郵便等投票をするために投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた方は、以下の方法により投票用紙等を返送いただく必要があります。

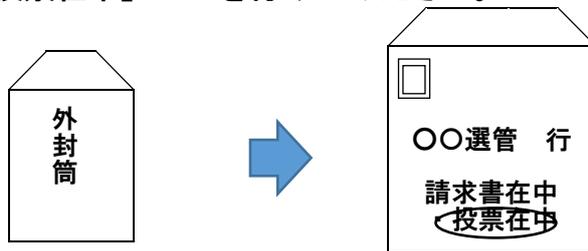
- ①投票用紙等の交付を受けた方は、自ら投票用紙に候補者名（※）を記載してください。  
 ※ 衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称。  
 一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。  
 また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



- ②記載済みの投票用紙を内封筒に封入し、更に外封筒に封入してください。外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、氏名欄に自ら署名してください。



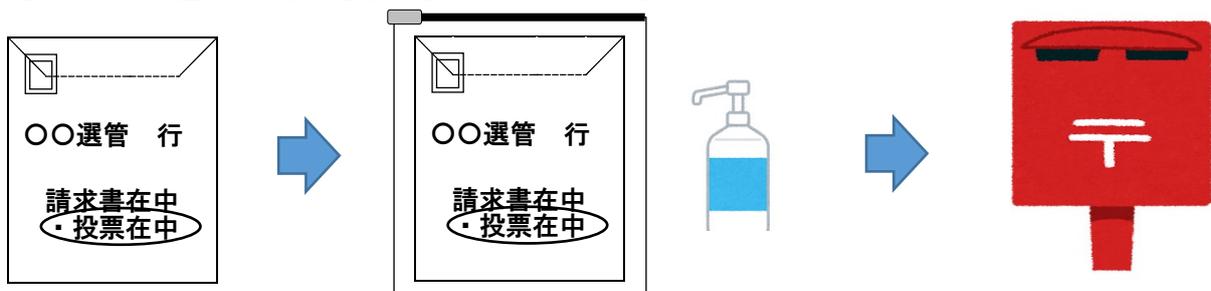
- ③外封筒を、更に市区町村の選挙管理委員会から交付された返信用封筒に封入し、当該封筒の表面の「投票在中」に○を付けてください。



- ④返信用封筒を、更に市区町村の選挙管理委員会から交付されたファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。